

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年10月1日

静岡県監査委員	渡邊芳文
静岡県監査委員	山下和俊
静岡県監査委員	良知淳行
静岡県監査委員	阿部卓也

1 包括外部監査の特定事件

令和5年度

「観光に関する施策の財務事務の執行について」

2 措置の内容

別冊のとおり

令和5年度包括外部監査結果に基づく措置

注) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和5年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
A 総論						
意見	<p>①観光関連事業の特徴と事後検証について</p> <p>23の監査対象事業のうち決算額が当初予算額から40%以上、又は40,000千円以上乖離していた事業が九つあるが、事業の数では、全体の39%を占めている。</p> <p>予実乖離が大きい事業が多い理由としては、まず今回の監査対象年度である令和4年度は、新型コロナウイルスの影響で見通しが立てにくく、予定していた事業内容が十分に実施できなかったことがあげられる。さらに、観光関連事業は、時宜に応じて事業内容が変わりやすいという特徴があり、もともと予実乖離が生じやすい傾向にある。</p> <p>この「時宜に応じて事業内容が変わりやすい」という特徴によって、比較的短期に事業が終了する一方、また別の新規事業が生まれることとなるが、先の見通しが難しい分、同じ業務を毎年度繰り返し実施する事業に比べて、手続のミスや漏れなどが生じやすい環境にあると言える。実際、今回の監査においても、補助金交付事業に関して、補助金の変更交付承認申請手続の漏れや実績報告書の提出遅延が生じたケース(B-11)や、概算払の承認額が結果的には過大になってしまったケース(B-18、B-21)が検出されている。</p> <p>これらの検出事項について、いずれも、発生の経緯や再発防止に関する事後検証を十分に行い、それを明確に記録に残して課内で共有することで、今後の事業管理の精度を高めていくような対応を求めたい。</p>	P18, 19	措置 完了	<p>補助先に対し、定期的（毎月）な報告を求める仕組みとし、報告内容について課内で共有を図ることで、変更申請の発生の要因を早期に把握できるようにした。</p> <p>また、担当者以外にも、班長及び副担当が補助事業の進捗状況を把握できるよう、交付決定日・事業終了日等を一覧にした管理簿を新たに作成した。</p> <p>当該管理簿をもとに、毎月執行状況に関する打合せを行い、実績報告書等の提出漏れ等が発生しないよう対策を図っている。</p>	令和6年 4月	観 光 振 興 課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<p>②事業固有の成果・活動指標の設定について</p> <p>監査対象とした23事業のうち、事業固有の成果指標や活動指標を設定している事業は5事業で、全体の2割程度にとどまっている。</p> <p>観光関連事業は、上記①に記載したように、時宜に応じていかなければならないが、先の見通しが難しく、どのような成果が出るのか読みにくい中で事業を進めなければならない分、事業の事後検証が次の事業の管理精度を高めるための重要な手続になる。</p> <p>事業の事後検証には、まず事業を評価するための目標値を明確に設定することが基本となるが、新ビジョンや観光基本計画の成果指標や活動指標は個々の事業評価には直接的に使えないものが多い。例えば、交通事業者に対して補助金を交付する事業で交通事業者から提示させる申請時の目標値と事業終了時の実績値について、何を目標に設定するのかが各事業者の任意としていたものがあったが、所管課として事業全体の共通の成果を測る指標を「乗客数」とし、事業全体の目標値を概算で設定した上で、事業者にもその指標についての目標や実績の提示を求めることもできたと思われる。主な事業内容が補助金交付や委託契約となる事業においては、可能な限りあらかじめ、事業全体の成果を測るための共通の指標を設定し、事業者にもその指標についての目標や実績の提示を求めるといった取組の検討を提案する。</p>	P19, 20	検討中	<p>所管課において、可能な限り事業内容に係る目標設定を行い、補助金交付先や委託事業者に実績の提示をしてもらうよう調整する。</p> <p>その目標を事業固有の成果指標や活動指標に結びつけるよう検討する。</p>	令和7年 3月	観光政策課 ・ 観光振興課 ・ 空港振興課
意見	<p>③補助金交付事業の消費税等の確認手続について</p> <p>今回の監査で、所管課の手続に誤りが検出されたわけではないが、会計支援課が、独立した研修メニューを用意しているという点からも、補助金事業における消費税等仕入控除税額の返還のスキームが複雑で分かりにくく、消費税</p>	P20～ 22	措置 対応中	<p>会計事務に関する研修資料については、会計事務指導において誤りが多いところや、新たな制度の対応等、毎年研修実施前に内容の見直しを行っているところである。</p> <p>補助金事務研修において、消費税等仕入控除に</p>	令和6年 10月	会計支援課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	<p>等の仕入控除税額の返還漏れが見落とされる潜在的なリスクが認識されている。</p> <p>全庁的なリスクの軽減を図るためには、会計支援課の研修資料等において、実際の補助金交付事業で事業担当者が判断に迷いそうな点や間違いを起ししやすい点を説明することが望ましい。例えば、公益法人に関する取扱いの説明を加えることなど、研修資料等の見直しを検討されたい。</p>			<p>関する返還について基本的な項目を説明しているところであるが、意見にある、注意すべき点や、特に公益法人においては特定収入割合による区分等は新たに説明が必要であるため、今年度の研修資料の改定に向け説明資料の充実を図っていく。</p>		
B-01 観光施策推進費						
意見	<p>①「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」について</p> <p>「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」の直近3年度の公表時期は、令和2年度が翌年度8月、令和3年度と令和4年度が翌年度の11月という状況である。</p> <p>委託業者から県への調査結果の報告書は4月末には提出されている。所管課では、報告書に対して内容の分析も行いながらチェックを行い、委託業者への内容の確認や修正事項のやりとりを経て、製本の原稿チェック、製本、公表という作業プロセスを進めている。内容の確認作業に慎重を期すため、公表時期が遅くなっているが、具体的な公表予定時期などは特に設定されていない。</p> <p>しかし、このような情報は時間の経過とともに価値が低下するものである。特に、製本を配付する関係機関に対して次年度以降の取組に反映させることを期待するのであれば、できるだけ早く公表すべきである。所管課には、具体的な公表予定時期を設定して、作業の効率化と公表の早期化を検討することを求めたい。</p>	P28, 29	措 置 対応中	<p>公表時期は8月末予定とし、可能な限り早期の公表に向けて作業を行う。</p> <p>製本からデータ配付への切り替えについては、現在順次進めているところであるが、製本での配付を希望する施設等もあることから、引き続き配付先の状況を鑑みながら作業の効率化に向けて取り組んでいく。</p>	令和7年 9月	観 光 政策課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
B-02 観光施設整備事業費						
意見	<p>①市町が保有する観光関連施設の補修に対する進捗状況の確認について</p> <p>当事業は、市町が保有する観光関連施設の整備に対する補助金を交付しているが、令和5年4月の支出決裁時に出納審査課から補助金交付要綱に規定されている「事業進捗状況調書（様式第6号）」の受領確認漏れを指摘され、少なくとも平成30年度以降、令和4年度までは口頭確認が継続的に行われたことが分かった。</p> <p>令和5年度については、補助金交付要綱に従って、市町に対して毎月の事業進捗状況調書（様式第6号）の作成・提出を求めているが、現状のままでは、肝心の工事が予定通り進んでいるのかどうか分からないなど、市町・県双方の毎月の事務工数に比べて、得られる効果が低いと思われる。したがって、管理方法と補助金交付要綱の見直しを検討すべきである。</p>	P35, 36	検討中	進捗管理方法について、計画も合わせて記載するなど、事業の進捗度合いが分かるような様式への変更や、定期報告を廃止し、県が必要と認めたときに市町に報告を求めるようにする等の対応を検討する。	令和6年 12月	観 光 政策課
B-03 おもてなし推進事業費						
意見	<p>①事業メニュー(B) 宿泊産業振興事業の研修について</p> <p>旅館やホテルなどの事業者のおもてなし向上、生産性の向上等を目的とした研修等の開催を静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合に一括して委託しているが、令和4年度の実績を見る限り、研修に参加している施設は当組合の会員に偏っていて、参加施設数も少ない。</p> <p>所管課に対して、非組合員を含め、できるだけ多くの施設が参加できるよう、具体的な取組を求める。</p>	P42, 43	措 置 対応中	<p>非組合員の参加者増加のため、県観光協会や市町観光協会に所属している宿泊事業者にも開催案内のメールを送付するなど周知を強化する。</p> <p>多くの施設に参加してもらえるよう、対面だけでなく、オンラインでも受講できる環境を整える。</p>	令和7年 3月	観 光 政策課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
B-04 グリーン・ツーリズム推進事業費						
意見	<p>①WEBサイトの管理運営について</p> <p>WEBサイト「ふじのくに体験型教育旅行びびっと+」のトップページのお知らせ情報が2019年以降から更新されておらず、その他の情報も更新日時が古いものばかりであり、全体的に新鮮さに欠ける印象を受ける。</p> <p>WEBサイトの管理運用には継続的なコストが生じることから、サイトの運用を継続するのであれば、そのコストに見合った情報の発信ができるよう、定期的な情報の更新や発信を行っていただきたい。</p>	P48	措置不要	<p>体験型教育旅行WEBサイト「びびっと+」は、令和5年度で廃止した。</p> <p>なお、令和6年度以降の体験型教育旅行に係る情報発信は、時流を捉えた押し旅推進事業（グリーン・ツーリズム）や教育旅行推進事業の中で引き続き行っていく。</p>	令和6年 3月	観光振興課
B-05 プラサヴェルデ管理運営事業費						
意見	<p>①評価懇話会の開催時期について</p> <p>当施設は、沼津市のキラメッセぬまづと同じ指定管理者に管理業務を委託しており、県と沼津市が協調して、評価懇話会を設置し、指定管理者の選定や評価を行っているが、令和4年度は12月6日に実施していた。</p> <p>当会議は、指定管理者の管理業務を評価し、見直すべき点があれば、次年度以降の業務に反映させることが目的であるが、翌年度に8か月以上も経過してから改善事項を検出しても、有効な改善措置は期待できない。</p> <p>所管課は沼津市とともに、今後の会議日程を早めにセッティングするように改善する必要がある。</p>	P55	措置完了	<p>令和4年度はコロナ禍の中、委員の意向を受けて対面実施を前提に日程調整を図ったものの、調整が難航したことで実施に遅れが生じたが、令和5年度はコロナの影響が無くなったことにより、7月19日に開催することができた。</p> <p>今後も、評価懇話会の評価を次年度以降の業務に反映させるため、沼津市と連携し、早期開催に努めていく。</p>	令和5年 7月	観光政策課
意見	<p>②稼働率の計算方法の見直しについて</p> <p>当施設では、貸会議場・貸会議室の稼働率を部屋別に計算しているが、日単位で計算されている。日単位の稼働率は、1日単位で使用されたかどうか、つまり、1時間でも使用された日は稼働率が100%とカウントされるような計算になる。稼働率の基礎データからの監査人の試算によって、次のような点が確認された。</p>	P55	検討中	<p>コンベンションホールや沼津市の大規模催事スペースは、開場設営やイベントの性質上、時間当たりで稼働状況を算出することが不相当であるため、引き続き日当たりでの稼働率とする方針である。</p> <p>会議室については、催事の入替えが容易であるため、報告書で提出のあ</p>	令和7年 3月	観光政策課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	<p>・稼働率の基礎データから、時間単位稼働率は容易に集計でき、機械的に計算すると、日単位稼働率が時間単位稼働率に比べて2～3割過大に計算されていることや夜間の稼働率が3割程度しかないことが確認できる。</p> <p>・現在の稼働率の基礎データでは、テーブルやイスの設置・片付けのための使用不能時間が集計できていないため、機械的に時間単位稼働率を計算すると、使用不能時間が発生しない小会議室は実態に近いデータになるが、使用不能時間が発生する会議室やホールは時間単位稼働率が実態より低めに計算される。</p> <p>今回の監査で試算により確認された事項を参考に、部屋種類の使用実態に合わせた稼働実態の把握方法や基礎データの集計方法を見直すことを提案したい。</p>			<p>る稼働実績を基本として時間単位の稼働率を算出し、報告してもらうよう、令和6年度中に沼津市及び指定管理者と調整していく。</p>		
B-08 駿河湾フェリー利活用促進事業費						
意見	<p>①将来の駿河湾フェリーの在り方の検討について</p> <p>令和3年2月に策定された(一社)駿河湾フェリー(以下、「一社」という。)の経営改善戦略では、令和6年度までに収支均衡の達成を目標としている。今回の監査では、令和6年度までに収支均衡を達成できなかった場合の、将来検討シナリオが用意されているかどうか8月のヒアリング時から所管課に対して照会していた。これについては、令和5年12月25日の一社の定例理事会において、経営改善戦略改定版(案)が承認され、収支均衡の達成目標年度を令和9年度に延長し、令和8年度までは拡充分の負担金を継続するものに変更されたことを確認した。</p> <p>駿河湾フェリーは、県にとって観光ツールであるだけでなく、県民にとって日常生活を支えるインフラ的な側面もあるが、一方で、県や市町が税金を投入してど</p>	P71	措置完了	<p>経営状況の推移を常に把握するため、県、3市3町、一社による連絡会を毎月開催し、経営改善計画の進捗管理を強化していくこととした。</p> <p>また、外部有識者等による事業評価委員会を実施し、改定版の戦略に基づく取組について、毎年度評価を行う。</p>	令和6年 4月	観光 振興課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>これまで支えるべきなのか、冷静に検討する必要もある。今回の経営改善戦略改定版(案)における収支均衡目標年度の延長や拡充分の負担金の支出継続は、インバウンドや乗船客数の回復の遅れと世界情勢の影響による燃料費の高騰の影響に配慮したものであり、県民からも一定の理解が得られるかもしれないが、このような延長策は何回も受け入れられるものではない。</p> <p>所管課は、今後、一社の経営を支援しつつ、業績の推移を厳しく評価し、業績が計画どおりに推移しなかった場合には、将来の駿河湾フェリーの在り方についての検討を早めに進めておくべきであるとする。</p>					
B-09 観光情報プラットフォーム運用事業費						
意見	<p>①予算精度の低さについて</p> <p>当事業は、当初予算と実績が大きく乖離している。例年同じことを繰り返している事業ではなく、コロナ禍において、新しい観光情報の提供を模索しながら展開している事業であるため、ある程度の乖離はやむを得ない面はあるが、実績から振り返ると、あれもこれも欲張って予算に事業メニューを掲げてしまった感は否めない。</p> <p>まずは、観光デジタル情報プラットフォームの運用を軌道に乗せるために、「データ利活用基盤」の情報の充実と、観光情報アプリ「TIPS」の登録者の拡大・利用促進に注力していく方が良いのではないかとと思われる。</p>	P76	措置完了	<p>令和5年度は、これまでの実績を踏まえ事業メニューを見直し、しず旅スタンプラリー事業を中心としたアプリ利用者拡大・利用促進に注力した。</p> <p>今後も、成果や実績を踏まえて事業を組み立てることで、予算と実績の乖離縮小に努めていく。</p> <p>R5 決算額/当初予算額：75.6% (R4 決算額/当初予算額：45.8%)</p>	令和6年 3月	観光政策課
意見	<p>②「データ利活用基盤」のデータ収集について</p> <p>「データ利活用基盤」のデータ収集は、市町、観光協会、地域のインフラを支えているような民間事業会社（例えば、鉄道会社）などと連携して、掲載情報の収集・</p>	P76	措置対応中	<p>観光データの収集について、令和5年度以降、市町や観光協会等にも掲載情報の更新ができるよう権限を付与するなど、連携した情報の収集・充実を図っている。</p>	令和7年 3月	観光政策課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>更新に協力してもらうような体制を確立していくべきである。そのためには、協力者となる市町や会社にとっても「データ利活用基盤」のデータが有効なツールとなるように協力者目線の使い勝手についても検討していく必要がある。</p> <p>また、現在は、提供される情報の内容・表現のチェックは所管課内の手作業で行われているが、やり方やルールなどが確立できていない。今後、収集される情報が増加していく場合に備えて、市町等に対して管理ポータルサイトの一定の管理権限を付与しつつ、提供される情報の内容・表現のチェックに関する指示書やマニュアルを用意していく必要がある。</p>			<p>令和6年度中に管理ポータルサイトへの施設情報等の登録作業に関するマニュアルやFAQ等を整備し、関係機関と共有を図る。</p>		
意見	<p>③観光情報アプリ「TIPS」の登録者・利活用の拡大について</p> <p>観光情報アプリ「TIPS」は令和3年3月から運用が始まっているが、まだまだ県内での認知度が高いとは言えず、県庁職員でも未登録者が多いのではないかと推察される。まずは、身近なところで、県庁職員に登録を促すとともに、実際に利用した時の使いにくさや市内での連携の可能性などを市内アンケートで確認し、使い勝手の改善を進めるべきである。</p> <p>また、現状、登録者は県内在住者が8割を超えており、今後、県外からの旅行者の登録をいかに増やしていくかが課題である。静岡に観光に来た人が、「TIPS」に登録して、観光情報を検索するという流れを作るとすれば、まずは、駅や空港、観光・宿泊施設等のカウンターにQRコードの付いたPRツールを設置するような取組を検討すべきではないかと思われる。</p>	P76, 77	措 置 対 応 中	<p>令和6年度は、TIPSのスタンプラリー機能を庁内外に開放し、TIPS上でのスタンプラリーの実施促進を行う。</p> <p>TIPSスタンプラリーの広報等により、県庁職員を含めた登録・利用を促す。</p> <p>また、スタンプラリー主催者となる市内所属へのアンケート調査等から更なる連携・活用の可能性を検討し、利用者数の増加を図る。</p> <p>PRに向けた取組については、令和5年度に、アプリの利用拡大に向けた新たな広報ツール（ポスター、チラシ等）を作成し、市町、観光協会及び観光施設等に設置することで、旅行者への周知を図っている。</p>	令和7年 3月	観 光 政 策 課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
B-10 3次元点群データ利活用促進事業費						
意見	<p>①事業の継続性について 当事業は、令和2年度から開始し、令和4年度までに県内の25か所分のジオサイトのVR画像を作成して完了している。作成されたVR画像は、現在、伊豆半島ジオパーク伊東ビジターセンター「ジオテラス伊東」で体験できるようになっているが、VRゴーグルは2台のみで、多数の人が同時に体験できるような形にはなっていない。また、ジオテラス伊東以外の施設でも体験できるような企画なども具体的に計画されていない。</p> <p>VR画像は、体験者がジオサイトに興味や関心を持ち、現地に足を運ぶことで観光誘客につながることを目指して作成されたものであり、VRゴーグルなどの機材を整え、ジオテラス伊東以外の施設でも体験イベントを開催するなど、より多くの人々が体験できるような取組を展開させていくべきである。</p>	P80, 81	検討中	<p>今後は、その他の伊豆地域内のビジターセンターとも調整して、機材の設置場所をローテーションし、より多くの人々がVR画像に触れる機会を作ることや、関連する部署等と調整して、出前講座を開催するなど、より多くの人々がジオサイトの魅力を体験できる取組を展開する。</p>	令和7年 3月	観 光 政策課
B-11 しずおか元気旅推進事業費						
意見	<p>①(一社)ふじさん駿河湾フェリーに対する補助金交付手続について 当事業では、令和4年度に4回に分けて(一社)ふじさん駿河湾フェリー(以下、「一社」という。)に対して、合計77,455千円の補助金を交付しているが、1回目の交付時に交付変更承認申請漏れ、2回目の交付時に実績報告の提出遅延があった。</p> <p>県民からは、駿河湾フェリーの存続と経営再建が期待される一方で、安易な公費投入には厳しい目が向けられている。所管課は、1件の交付先に対する補助金交付手続に複数の誤りが発生したこと、発生経緯や再発防止の検討状況がきちんと記録されていなかったことを重く受け止め、これらに対する対応が、県民からの期待に対</p>	P88, 89	措置 完了	<p>補助金交付先に対して執行状況及び交付事務手続に関する確認、指導が不十分であったことが原因であり、本事業については令和4年度をもって終了しているが、今後実施する補助事業においては、補助先に対し、定期的(毎月)な報告を求める仕組みとし、報告内容について課内で共有を図ることで、変更申請の発生の要因を早期に把握できるようにする。</p>	令和6年 4月	観 光 振興課

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	し、十分なものであったかどうか内部検証し、今後の業務に反映させるべきである。					
B-12 観光地ワーケーション受入促進事業費助成						
意見	<p>①補助金交付事業の効果測定について</p> <p>当事業は、宿泊施設が宿泊者向けのワークスペース等を整備する費用を助成するための補助金を支出し、交付先の宿泊施設に対して、補助金を交付した年度とその翌年度に宿泊者数の報告を求めているが、肝心のワーケーション利用については、施設側に利用状況のヒアリングは行っているものの、利用者数までは報告を求めているため、定量的な効果が確認されていなかった。</p> <p>また、個々の補助事業の内容を見ると、Wi-Fi環境の整備をしているものが多いが、その程度の整備でワーケーション利用者が増えるのかどうか、実際の事業の効果にも疑問がある。</p> <p>観光政策は、時宜に応じていくことが求められるが、一時的な事業になりやすく、企画時点では成果の予測が難しい分、効果測定・事後評価を厳格に行い、反省点を次の事業企画に生かしていくような取組姿勢が必要である。</p> <p>当事業は、国からのコロナ対策の交付金を財源として、令和4年度に終了しており、当事業自体の改善措置をとる余地はないが、所管課には、今後の同種の補助金交付事業について、交付先に対して、可能な限り事業の実態に即した定量的な成果の確認を行い、事業の効果測定・事後評価を行うことを求めたい。</p>	P94, 95	措置 不要	当事業は令和4年度で事業完了しているが、今後同様の事業を行う際は、可能な限り定量的な成果を確認し、次の事業に反映できるような評価の実施に努める。	令和5年 3月	観 光 政策課

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
B-13 観光デジタル化推進事業費						
意見	<p>①民間のデータ利活用について 当事業に四つある事業メニューのうちの一つである「民間データ利活用」の実績がなかった。この事業メニューは、民間等の団体を対象に、県の観光デジタルプラットフォームのデータを利用して、新しいサービスを提供するアプリ等の開発費用に対する補助をしようとするものであったが、民間等の団体に対してメリットを十分に提案できなかったように思われる。</p> <p>今後の「データ利活用基盤」のデータ収集や、観光情報アプリ「TIPS」の利用拡大につなげていくためには、民間等の団体が持っている観光関連情報を県の「データ利活用基盤」に取り込む一方で、その団体も「データ利活用基盤」のデータを利活用していきけるような方向を目指すべきである。そのためには、「観光情報プラットフォーム運用事業費」(B-09)の意見②に記載した内容に重複するが、まずは、連携できそうな団体を絞り込んで、その団体にとってのメリットとなるような使い勝手を検討し、具体的な成功事例を作りながら、協力者を広げていくような展開の仕方が望ましいと考える。</p>	P100	措置 不要	<p>令和5年度で補助事業は廃止した。 令和5年度以降、スタンプラリーイベントやアプリの情報発信機能により、地域や事業者との連携を進めており、今後も引き続き連携を図っていく。</p>	令和6年 3月	観 光 政策課
B-17 ガストロノミーツーリズム推進事業費						
意見	<p>①当事業の在り方と目標設定について 「ガストロノミーツーリズム」が提案する地元の食材や食文化を楽しむことは、昔からある旅行の楽しみ方の一つであるが、この言葉自体の認知度は低い。言葉の新しいさだけでなく、肝心の旅行の中身・内容についても、目新しさや新しい価値を提案できるのかどうか肝要であり、本当の意味で「ガストロノミーツーリズム」という文化が醸成するにはそれなりの時間が必要ではないかと思われる。</p>	P117, 118	措置 完了	<p>観光政策課が実施している「静岡県の観光の流動実態と満足度調査」の質問項目「旅行地を選んだ理由」について、「料理や土地の味覚が楽しめる」と回答した者の割合を本事業の成果指標として新たに設定した。</p>	令和6年 4月	観 光 振興課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>一方で、当事業は、国からの交付金を財源としている関係上、令和4年度から6年度の3年間という期間を区切った事業であり、この期間に一定の成果を出すことが求められる当事業固有の評価指標は設定できていない。</p> <p>「ガストロノミーツーリズム」推進事業は、現在、国としても力を入れている事業であり、県の観光施策の中でも目玉と言える施策である。令和7年度以降も継続して、事業を展開していくことが想定されるのであれば、長期的な事業固有の成果指標も明確に設定し、今後の具体的な誘客活動の成果を定量的に評価できるようにしておくべきである。</p>					
B-18 中央日本四県観光交流促進事業費						
意見	<p>①県観光協会に対する補助金の概算払について</p> <p>当事業では、県観光協会の教育旅行事業に対する補助金の概算払を払い過ぎて、3月に過大支払分の払戻しを受けているが、概算払の時期や金額の検討が不十分だったと言わざるを得ない。</p> <p>県観光協会が補助事業を行う場合、事業の財源が補助金に限られるため、概算払を申請するケースが多い。したがって、所管課には、同様の事案が生じないよう、本件について、概算払の承認時に具体的にどのような検討が行われたのか、なぜ過払いが生じる可能性について検討できなかったのか、といった原因分析や再発防止の検討を実施し、それを基に今後の県観光協会とのやりとりに生かすことを求める。</p>	P124	措置完了	<p>補助金交付先と執行状況に関する認識の共有が不十分であったことが原因であり、本事業については令和5年度をもって終了しているが、令和6年度以降も事業が継続している誘客推進事業費助成（B-21）において、以下の対応を図った。</p> <p>補助事業の執行状況に応じた概算払を行うため、補助金交付先の経理担当者と、毎月執行状況に関する打合せを実施している。</p>	令和6年 3月	観光振興課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<p>②県観光協会の事業の管理について</p> <p>補助事業や委託事業について、事業運営は県観光協会に任せるとしても、所管課が事業ごとに具体的な目標値を明確に設定し、実績値との比較や評価を厳格にして、反省点を次年度以降の事業計画と目標設定に反映させていくという管理サイクルで事業をコントロールするべきである。</p> <p>令和4年度の当事業の教育旅行では、生徒一人当たりの補助額が宿泊の場合には2,000円、日帰りの場合には1,000円と設定されているので、予算額を設定する際に、想定する補助対象人数を目標設定することは可能なはずである。しかし、県の予算資料にも行政資料にも、目標とする補助対象人数の記載はない。目標値がなければ、実績値との比較も行われないうし、事後評価も予算策定時の想定に比べて、応募数が少なかったという定性的な分析だけで終わっている。これでは、所管課が事業を十分にコントロールしているとは言えない。</p> <p>所管課は、今後の県観光協会に対する個々の補助事業について、具体的な目標値を明確に設定し、県観光協会と目標を共有しながら事業を進めていくことを求める。</p>	P125	措置完了	事業の反省点を次年度以降の事業計画と目標設定に反映させるため、令和6年度の交付申請書において、可能な限り具体的な目標数値（例：旅行会社訪問件数）を交付先に記載してもらい、実績数値との比較を行えるようにした。	令和6年 3月	観 光 振興課
B-21 誘客推進事業費助成						
意見	<p>①県観光協会に対する補助金の概算払について</p> <p>当事業では、県観光協会を介して市町やDMOに対して補助金を交付する事業において、1回目（7月）の概算払額が年間の実績額を超える見込みであると判断すべきだったところを2回目（12月）の概算払を中止できなかった。</p> <p>所管課は、追加の概算払を実施してしまったことについて、重く受け止めるべきであり、2回目（12月）の概算払の時に、申請状況をどのように確認していたのか、なぜ過払いが生じる可能性に</p>	P143	措置完了	<p>補助金交付先と執行状況に関する認識の共有が不十分であったことが原因であり、補助事業の執行状況に応じた概算払いの支払いを行うため、令和5年度第4四半期から補助金交付先の経理担当者と、毎月執行状況に関する打合せを実施している。</p> <p>その結果、令和5年度の当該補助金の概算払いの過払いは発生しなかった。</p>	令和6年 3月	観 光 振興課

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	ついて検討できなかったのか、といった原因分析や再発防止の検討について検証し、その記録を簿冊等に残すべきだったと考える。所管課には、本件を再検証し、それを基に今後の県観光協会とのやりとりに生かすことを求める。					
B-22 空港企画広報推進事業費						
意見	<p>①委託料の計上について 当事業と他の2事業の監査を進める中で、3件の同種の委託契約が当事業の他に二つの事業に計上されていることを検出した。 検出事項は、地方自治法や県の規則に違反しているものではなく、事業担当者によって意図的に契約を分割し、複数の事業に計上されたものでもないことも確認したが、そのような疑念を持たれないように、全体の状況が分かるような資料を明確に残しておくべきだった。 このような事案は所管課にとっても特殊な事案のようであるが、今後、同じようなケースが発生した場合の記録の残し方を検討しておくことを求める。</p>	P149	措置完了	今後、同様のケースが発生した場合は、全体の管理状況が分かる書類を残しておく。	令和6年 3月	空 港 振興課
C-01 成果・活動指標（観光交流局）						
意見	<p>成果指標 観光客に来てほしいと考える県民の割合 当指標は、何をすれば実績値が改善するのか分かりにくく、目標設定の妥当性も含めて、評価指標としての有効性は低いと考える。また、具体的な改善活動につなげるためには、実態を正確に把握するために調査方法そのものから見直すべきである。</p>	P159	措置対応中	次期観光基本計画において、指標の見直しを行う。	令和8年 4月	観 光 政策課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<p>成果指標 地域への誇り、愛着を持つ県民の割合</p> <p>アンケート調査での質問が観光に限定しているのか、住環境その他全般を含んでいるのか曖昧で、評価指標の有効性以前に調査の有効性に疑義がある。アンケートの質問内容から見直す必要がある。</p>	P162	措置 対応中	次期観光基本計画において、指標の見直しを行う。	令和8年 4月	観光 政策課
意見	<p>活動指標 県内産食材の調達率が5割以上の宿泊施設の割合</p> <p>所管課も、現在の調査方法（質問の郵送、手書きの回答、回答の郵送、手書きデータの集計）の作業に対して、効率性の低さを課題として認識しているが、電子的な方法による質問の送付では、さらに回答率が低くなることを懸念している。現在の郵送による形を継続しつつ、QRコードを読み込んでスマートフォンで回答する方法も選択できるような見直しも検討すべきである。</p>	P171	措置 完了	令和5年度調査より、郵送とWEBの回答方法を選択できるように見直しを行った。	令和5年 12月	観光 政策課